

感染症対応マニュアル

NPO法人はあとぴあ21
放課後等デイサービス フレンズ

1. 総則

フレンズ（以下「施設」という）は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品の管理を適正に行い、当施設において感染症が発生・蔓延しないように必要な措置を講ずるための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

2. 平常時の衛生管理

(1) 施設内の衛生管理

環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等について、次の通り定める。

ア 環境の整備

施設内の環境の清潔を保つため、以下の事項について徹底する。

- (ア) 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行うこと。
- (イ) 清掃については、床を含め、1日1回湿式清掃、アルコールによる消毒をし、乾燥させること。
- (ウ) 使用した布巾・雑巾は、こまめに洗浄、乾燥させること。
- (エ) 床に目視しうる血液、分泌物、排泄物などが付着しているときは、手袋を着用し、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭後、湿式清掃して乾燥させること。
- (オ) トイレなど、利用者が触れた設備は、0.02%の次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭し、消毒を行うこと。
- (カ) おもちゃは週に1回程度、消毒を行うこと。
おもちゃの消毒は、水洗いした後、0.02%次亜塩素酸ナトリウム溶液に10分浸し、乾燥させる。口に入れるおもちゃは、使用ごとに洗浄、消毒すること。

イ 排泄物の処理

以下の2点を徹底すること。※詳しい処理方法は『汚物の処理』を参照。

- (ア) 利用者の排泄物・吐しゃ物を処理する際には、手袋やマスク、使い捨てガウンをし、汚染場所及びその周囲を、0.5%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭し消毒すること。
- (イ) 処理後は十分な手洗いや手指の消毒を行うこと。

ウ 血液・体液の処理

利用者の血液など体液の取り扱いについては、以下の事項を徹底すること。

- (ア) 血液等の汚染物が付着している場合は、手袋を着用してまず清拭除去した上で、適切な消毒液を用いて清拭消毒すること。なお、清拭消毒前に、まず汚染病原体量を極力減少させておくことが清拭消毒の効果を高めることになるので注意すること。
- (イ) 化膿した患部に使ったガーゼなどは、他のごみと別のビニール袋に密封して、直接触れないように感染性廃棄物とし、分別処理をすること。
- (ウ) 手袋、帽子、ガウン、覆布などは、使い捨て製品を使用し、使用後は、ビニール袋に密封し、可能であれば焼却処理を行うこと。

消毒液の作り方（次亜塩素酸ナトリウムの希釈液）

◎便や吐物、血液や体液が付着したものの清浄

【0.1%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	10 倍にする	330ml	3 リットル
6%の場合	60 倍にする	50ml	3 リットル
12%の場合	120 倍にする	25ml	3 リットル

◎トイレの便座やドアノブ、手すり、床等の清浄

【0.02%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	50 倍にする	60ml	3 リットル
6%の場合	300 倍にする	10ml	3 リットル
12%の場合	600 倍にする	5ml	3 リットル

【次亜塩素酸ナトリウム濃度】

濃度	商品名
1%	ミルトン、ミルクボン、ピュリファン
5～6%	ジアノック、ハイター、ブリーチ
6%	ピューラックス、次亜塩 6%「ヨシダ」、アサヒラック、テキサント
10%	ピューラックス-10、ハイポライト 10、アサヒラック、アルボースキレーネ
12%	ジアエース、アサヒラック、バイヤラックス

例）市販の漂白剤（塩素濃度約 5%）の場合：漂白剤のキャップ 1 杯 約 20～25ml
ペットボトルのキャップ 1 杯が約 5ml

(2) 感染予防のための基本的な対策

ア 適切な手洗い・手指消毒

- (ア) 手洗い : 汚れがあるときは、石けんと流水で手指を洗浄すること
- (イ) 手指消毒: 感染している利用者や、感染しやすい状態にある利用者のケアをするときは、洗浄消毒薬、擦式消毒薬で洗うこと

イ 適切な防護用具の使用

- (ア) 手袋
- (イ) マスク
- (ウ) エプロン、ガウン

3. 従業員の安全対策

- (ア) 職員は年1回健康診断を受診する
- (イ) インフルエンザワクチン等の予防接種をうける
- (ウ) 下痢や発熱、風邪症状をきたしたら申し出る
- (エ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治までは適切な処置を講じる

4. 感染症発生時の対応

(1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、以下の手順に従って報告すること。

- ア 職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに管理者に報告すること。
- イ 管理者は、(1)について職員から報告を受けた場合、施設内の職員に必要な指示を行うとともに、行政への報告条件に該当する時は、その受診状況と診断名、検査、治療の内容などについて地域保健所に報告するとともに、関係機関と連携をとること。

(2) 感染拡大の防止

感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

◎職員

- (ア) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- (イ) 医師や看護師の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行うこと。
- (ウ) 医師や看護師の指示に従い、必要に応じて感染した利用者の隔離等を行うこと。

◎管理者

協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼したり、指示をうけること。

(3) 関係機関との連携

感染症もしくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

◎協力病院の医師

◎保健所

◎地域の中核病院の感染管理担当の医師や看護師

また、必要に応じて次のような情報提供も行うこと。

◎職員への周知

◎家族への情報提供と状況の説明

(4) 行政への報告

ア 市町村等の担当部局への報告

管理者は、次のような場合、迅速に市町村等の担当部局に報告するとともに、地域保健所にも対応を相談すること。

《報告が必要な場合》

- ① 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合。
- ② 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が 10名以上または全利用者の半数以上発生した場合※
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合。

※同一の感染症などによる患者が、ある時点において10名以上または全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の患者等が発生してからの累計の人数ではないことに注意する。

《報告する内容》

- ① 感染症または食中毒が疑われる利用者の人数
- ② 感染症または食中毒が疑われる症状
- ③ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

イ 地域保健所への届出

医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者または疑いのある者を診断した場合には、これらの報告に基づき地域保健所等への届出を行う必要がある。

5. その他

本指針および感染症対策に関するマニュアルは定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

汚物の処理

準備



手指洗浄剤



手指消毒剤



手指用の保湿ローション
または保湿クリーム



次亜塩素酸ナトリウム



保護メガネ、帽子、マスク、
手袋、シューズカバー



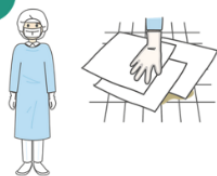
バケツ（ポリ袋2枚重ね）、
ペーパー
（新聞紙）



ガウン

手順

1



- ・個人防護具を着用する
- ・汚物にペーパーをかぶせる

2



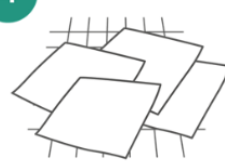
ペーパーで中央に向かって汚物を拭き取る

3



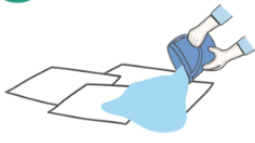
汚物を拭き取ったペーパーをポリ袋に回収する

4



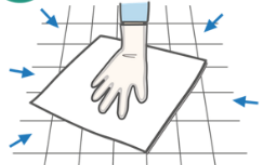
床に新しいペーパーを敷く

5



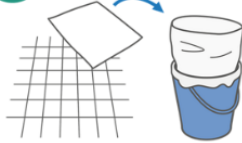
次亜塩素酸ナトリウムをまく
※ペーパーおよびかべなど周囲の出来る限り広い範囲を
処理する
※10～15分放置する

6



ペーパーを回収後、残った次亜塩素酸ナトリウムを中央に向かって拭き取った後、更に
拭き取るか流水で洗い流す

7



拭き取ったペーパーをポリ袋に捨てる

8



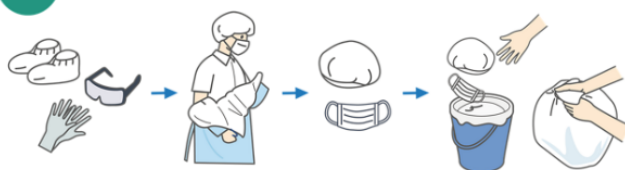
手袋をポリ袋に捨て手指衛生をした後、新しい手袋を着用する
※必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウムを廃棄物が十分に
浸る量入れる

9



1枚目のポリ袋の口を縛る
※汚物が飛散する可能性があるので、空気は抜かない

10



シューズカバー→手袋→メガネ→ガウン→帽子→マスクの順に脱ぎ2枚目のポリ袋に入れ、口を縛り捨てる

11



処理後、速やかに手指衛生とうがいを行